

行動計画

出産前後の支援についての男性・女性問わず、すべての社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、社員がその能力を十分に発揮し、健康管理が十分にできるようにするため、社員の働き方を見直し、次のように行動計画を策定する。

- 1. 期間：平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間
- 2. 内容と対策
 - 目標1
 - 妊娠中や出産後の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して配布し、労働者に対する制度の周知を実施し、配偶者が妊娠中の男性社員に対しても配布と周知を行う
 - 対策
 - 平成30年4月～社員の具体的な要望・生活設計調査、母性健康管理の情報収集
 - 平成30年7月～制度に関する資料の配布と、母性健康管理についてのパンフレットを作成し社員に配布
 - 目標2
 - 男性の育児休業制度についてのパンフレットを作成して配布し、会社のホームページ上でも社内外に対して周知を行う
 - 平成30年4月～制度の情報収集
 - 平成30年4月～制度に関する資料の配布と、ホームページ上への情報の設置（アップ）
 - 目標3
 - すでに周知した育児休業に関する就業規則の変更（待遇・労働条件・代替要員の確保・担当業務と人員配置の見直し）に対して理解を深め、就業規則の変更が全て反映されるよう見直しを徹底する
 - 対策
 - 平成30年4月～技術力を要する部門における代替要員の確保については、既に定年退職をした方々に制度の理解を深めてもらうことで、代替要員としての協力を依頼する
 - 平成30年6月～複数の部門間において、お互いの業務のスキルを身につけてもらうことで、担当業務と人員配置がフレキシブルに行える体勢を築いていく
 - 目標4
 - 妊娠中や産休・育休復帰後の社員のための相談窓口を設置する
 - 対策
 - 平成30年4月～相談窓口の設置に伴う担当者の決定について検討

- 平成30年4月～相談窓口担当者用に資料や書籍の取寄、研修会などの調査
- 平成30年4月～ 相談窓口の設置について社員への周知
- 目標5
 - 小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する
 - 対策
 - 平成30年3月～ 社員のニーズの把握、検討開始済み
 - 平成30年4月～ 制度導入
 - 平成30年5月～ 説明会による社員への制度の周知
- 目標6
 - 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。
 - 対策
 - 平成30年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
 - 平成30年5月～ 計画的な取得に向けて経営者ならびに社員全員による研修を計画期間中に3回行う
 - 平成30年7月～ 各担当部署毎に年次有給休暇の取得計画を策定する
- 目標7
 - 子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。
 - 対策
 - 平成30年3月～ 法に基づく諸制度の調査済み
 - 平成30年4月～ 面談調査による実態把握
 - 平成30年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布
 - 平成30年7月～ 研修内容の検討
 - 平成30年9月～ 研修の実施